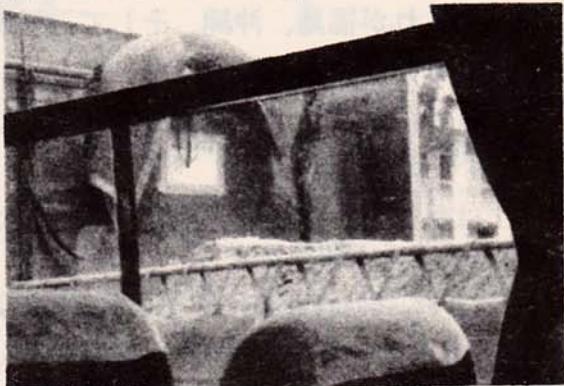


伊那谷スケッチ

～自然と文化を巡るふるさと再発見～ 第三十五回

前島久美

市内に入ると残土運搬車が



港街特有の磯の香りを期待してバスから降りた。山国育ちの私は「海」という存在にとても興奮するのだ。途端、風が強くて臭覚を起しておく感覚は一緒に吹き飛んでしまった。降り立った木更津駅前のバス停には深々とニット帽をかぶり、マスクで顔を覆っている男性がひとり。目元が優しく微笑むと今日ガイドを依頼した佐々木悠二さんだと分かる。あいさつを交して車に同乗させてもらった。

佐々木さんは2016年に大鹿村で残土の勉強会をした際に講師として来村していただいた経緯がある。その時、彼は残土と産廃の定義について「そのままの状態で掘り出されるのは残土です。しかし、シードル工法や水、石灰、薬品が混ざった状態で出てくるのは産廃です」と言い切り、会場がざわついた場面が印象深い。法律上、残土は「廃棄物」ではなく「資源」であり、活用しなければならないものだと言うのは事実。だが村内に野積みにされる残土はなにをもって「活用」だと位置づけられるのだろうか。今のところ村内において暫定的に残土が置かれている場所は、次に建設予定の構造物のための「かさあげ」でしかない。JR東海は残土は資源だといつても具体的な活用の中身を説明しようとはしない。

大鹿村とリニア工事の排出ズリ(※以下残土)

リニア計画で大鹿村から出る残土は約300万立方㍍。リニア工事の10年間、それを運び出すダンプがピーク時で1700台を越えると言つたらその量がなんとなく想像できるだろうか。村から出される残土は「大半は村内に仮置き後、村外に運ぶ計画で、今のところ村内の本置き場は4カ所確定」だと言われている。村外の受け入れ先は未だ決まっていない。このままでは、大鹿村村内に「仮置き」という名目で恒久的に置かれる可能性が高いのが現状だ。なぜなら、残土について法律で規制する枠組みがない。だ

からいくら「仮置き」と明示してあっても法的に規制できるものはないので業者にとってみれば、罰則規定がないから「そのまま放置」というのがお金がかからず、最も効率的なのだ。

私は着工前から村のリニア対策委員会などで「本置き場が決まるまでは工事をおこなうべきではない」と提案し続けてきた。にもかかわらずJR東海は2027年開業のスケジュールありきの強固な姿勢は崩さなかった。「決まらなくても工事はできます」といって進めてきたそのつけは結局「地元住民が我慢を強いられる」という事実に他ならない。これまで飯田下伊那地域で本置き場予定地計画が数回持ち上がりつては地

元住民の反対にあって白紙になった経緯もあり、紛糾している。それでいいと思う。断層崖に集落が点在するこの谷には残土を置く事のできる場所は原則として存在しないのだ。地元住民としては最低限確固たる安全性の担保がとれない限り、どこの地域でも残土の受け入れをしてほしくない。大鹿村から出された残土で健康被害がでたり、景観が乱れたり、災害時の危険性が増すようなことがあってはならない。

大鹿村では、村内に建設予定の4つの作業用トンネルのうち2つが工事着手となっている。上戸の小渋川非常口の前の残土置き場は既にいっぱいの様で、小渋川を挟んだ対岸の崩落地の真下に新たな残土置き場を設けるといった話が持ち上がっている。釜沢の除山（のぞきやま）の坑口の残土は、釜沢集落の三正坊（さんしょうぼう）という田畠がある一角の一部に囲いができるて置かれ始め、2月22日付けの地元紙によれば、旧荒川荘の本置き場が決まったという。村外の本置き場が決まらない中で、使用中の残土置き場がいっぱいになれば次の置き場を村内で見つけるといった状態になっている。予てから候補地として説明してきた大河原集落の中心地にある民族資料館ろくべん館前や大西公園のグラウンドの残土置き場はいつの間にか本置き場として運用も近く始まるらしい。最も住民への説明ではあくまで「候補地」として知られただけであり、村から「本置き場として決定した」という報告がなされた事実を私は把握していない。私たちはいつも村から直接の通達ではなく地元紙から情報を得る。

大鹿村の生活を守るには残土条例の策定が急務であることが工事現場に暮らすものとして明らかに感じるところだ。

千葉県君津市と山砂

「東京のビル街を見たら『君津市の山砂でできている』と思ってもらっても大げさではありません」と佐々木さんは話す。

建設ラッシュの高度経済成長期（1945年頃から）から君津市の良質な山砂は骨材（コンクリートの原料）として重宝がられ、開発が進む都内を中心に全国へ運搬され始めた。そして、

東京の建設現場からでたズリはもれなく海路で効率的に運べる千葉県に多く持ち込まれた。今でもそれは変わらない。次第に君津市内はダンプ街道となり一時期、粉塵由来の健康被害や騒音、交通事故など住民に非常に深刻な被害がでた。（参考資料岩波新書「ああ、ダンプ街道」佐久間充著）それらの公害問題は地元住民の日常的な監視や研究者や行政との連携等によって改善されてきたようだが、今でも業者と住民との日常的な攻防は続いているようだ。

時勢で問題は変わる

佐々木さんたちは10年ほど前から市の条例を策定するよう申し入れをしてきたが、なかなか君津市は動かなかったという。やっと条例改正をしたのは2013年。改訂された内容に「千葉県内で出た残土以外は受け入れない」といった文言が加えられた事が特に大きいと思う。他にも行政のチェック機能がアップした内容になった。条例改訂へ向けて君津市が重い腰をあげたのは、もちろん佐々木さんたちの強い PUSH もあっただろうが2011年3・11以降、新たな懸念事項も加わった為かとも推察する。

「放射能の汚染がある、または可能性のある残土」の持ち込みへの懸念だ。残土の発生地も分からぬものが不当な経緯で入って来てしまつてもその内情を知りうることが難しかったのがこれまで適用していた旧来の条例だった。

千葉県では残土に関する条例を持っているものの、県内市町村で抱える問題はそれぞれ違う。県条例という一つの枠組みでは対応できないと判断した千葉県はこれまで申し出があった市町村に「県条例の適用除外」をし、個別に独自の条例を作れるようにした。2018年2月26日現在で千葉県内15市4町が独自の条例を持っている。

これから東京オリンピックへ向けた建設が始まることで千葉県に影響がないだろうか。東京から近いと言うだけでこれだけ千葉県民が深刻な問題にさらされてきた事実は、一時的であれ東京に住んだ事がある私にとって罪悪感を感じさせる視察になった。（つづく）